



令和4年10月7日
関東財務局

令和4年度予算執行調査の調査結果の概要について
(10月公表分)

【お問い合わせ】

関東財務局 理財部 主計第2課

電話 048-600-1102

関東財務局ホームページ

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/zaisei/pagekthp0160000104.html>

令和4年度予算執行調査の調査結果の概要について（10月公表分）

- 財務省は、令和4年度予算執行調査の対象とした39件のうち、調査の終了した5件の結果を公表しました（この他の34件の調査結果については、令和4年7月26日に公表済みです）。
- 調査を終了した5件のうち、関東財務局は2件の調査を実施しました。
- これらの調査結果については、的確に今後の予算編成に活用します。

令和4年度予算執行調査（10月公表分：関東財務局調査事案）

- 関東財務局が実施した2件の調査は以下のとおりです。

関東財務局取りまとめ事案

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)
1	経済産業省	燃料油価格激変緩和対策事業	共同
2	各府省	データ入力業務の請負等に係る経費	共同

(注)

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

総括調査票

(関東財務局が取りまとめた調査事案)

総 括 調 査 票

調査事業名	(24) 燃料油価格激変緩和対策事業		調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：447,262百万円（一般予備費、エネ特予備費使用額等含む。） 令和4年度：277,435百万円（一般予備費使用額） （参考 令和4年度：1,165,503百万円（第1号補正予算額））			
府省名	経済産業省	会計	一般会計及びエネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）	項	燃料安定供給対策費	調査主体	共同
組織	—			目	燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金（一般） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（エネ特）	取りまとめ 財務局	（関東財務局）

①調査事業の概要

【事業の概要】

本事業は、長引く原油価格の高騰が経済回復の足かせとなり、国民生活や経済活動への悪影響を防ぐことを目的として、ガソリン価格が一定の水準を超えた際に、元売事業者などに価格抑制の原資を補助金として支給し、ガソリンなどの燃料油の卸価格抑制を通じて、小売価格急騰の抑制を図るものである。

（エネ特事業の目的）

石油製品の低廉かつ安定的な供給。

（一般会計事業の目的）

原油価格の急激な上昇による国民生活や事業者の事業継続等への影響の緩和。

主な補助要件(令和4年5月時点)

○対象となる業者

- ・石油精製業者及び輸入業者

○対象となる油種

- ・ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料（令和4年4月28日以降追加）

○補助内容

- ・前週の小売価格、卸価格の変動見込み額（前週と前々週の小売原油コストの差額※¹）、及び前週の支給単価を足し合わせた額を予測価格として算出した上で、予測価格から発動基準価格168円を差し引いた額を支給（補助上限額35円を超過する分については1/2を支援）※²

※1. 小売原油コストは日本経済新聞に掲載されているドバイ原油価格により算出

※2. 補助上限額について、制度開始直後は5円、令和4年3月10日以降は25円、4月28日以降は35円とするなど制度を見直してきている

事業の流れ、補助率



②調査の視点

1. ガソリン販売価格への補助金の実際の影響

- 本補助金がガソリン販売価格に転嫁され、抑制されているか。

2. 事務局調査の実態

- 事務局による価格調査や訪問調査は、実効性のあるものになっているか。

3. 本補助金による価格抑制効果（試算）

- 補助金によるガソリン価格抑制効果について、定量的な測定を行う。

【調査対象年度】

令和3年度～4年度（7月まで）

【調査対象先数】

- ・サービスステーション（SS）：294先
- ・事務局：1先
- ・コールセンター：1先

総 括 調 査 票

調査事業名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

③調査結果及びその分析

1. ガソリン販売価格への補助金の実際の影響

- 小売事業者（SS・計294事業者）に対し、ガソリンの販売価格の決定方法等について、書面及び聞き取り調査を行い、補助金の販売価格への影響について、実態を調査した。

（小売価格と補助金【表1、2】）

- SSの店頭でのガソリン販売価格について
- ・ 約2割（36SS）が補助金全額分抑制できていない
 - ・ 約3割（49SS）が補助金全額分抑制できているか分からない、との回答であった。
- 補助金全額分を販売価格に転嫁していない理由としては、
- ・ 約8割（64SS）から近隣店舗の市況を見て判断したとの回答があったほか、
 - ・ 約5割（41SS）から過去の価格変動による転嫁不足が生じていた、小売価格の急激な変動を避けるため、複数週に分けて卸売価格の変動を反映させたとの回答があった。

- なお、SSにおける在庫管理について確認したところ、在庫の仕入価格を販売価格に随時反映していると回答したSSは約6割（95SS）であった。【表3】
販売価格は近隣店舗の市況等を加味するため在庫ごとに仕入価格をそのまま販売価格に反映しているわけではないとの回答もあった。

【表1】補助金で小売価格がどの程度抑制されているか

	回答数	(割合)
①補助金全額分抑制されている	70	(45.2%)
②補助金全額は抑制されていない	36	(23.2%)
③分からない	49	(31.6%)

n=155（未回答2先除く）

【表2】補助金全額分を販売価格に転嫁できなかった理由

	回答数
①近隣店舗の市況を見て判断したため	64
②過去の価格変動による転嫁不足が生じていたため	21
③小売価格の急激な変動を避けるため、複数週に分けて卸売価格の変動を反映させたため	20
④卸売価格に補助金がいくら反映されているか知らないため	15
⑤卸売価格時点で補助金全額が反映されていなかったため	12
⑥その他	7
⑦将来の需要見込みを考慮して	6
⑧自社の利益(赤字補填等)に充てたため	2
⑨販管費(人件費や設備投資費等)に充てたため	0

【表1】で②及び③と回答した85先を対象（複数選択可）

【表3】在庫の仕入価格ごとに販売価格を分けて管理しているか

	回答数	(割合)
①販売価格に随時反映している	95	(60.5%)
②反映していない	62	(39.5%)

n=157

総 括 調 査 票

調査事業名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

③調査結果及びその分析

2. 事務局調査の実態

- 毎週の小売価格の状況については、本事業の事務局が調査を実施することとされているところ、その実態について、事務局及びSSの双方の調査を行った。

(調査の実施状況)

- 事務局からSSに対して、毎週電話による価格の聞き取り調査を行い、うち、対前週からの価格上昇の大きいSSについては、訪問調査を実施している。【表4】
- SSに対して、訪問調査の実施状況について確認したところ、「調査を受けたことがある」と回答した先は全体の約1割程度となっており、事務局からの聞き取り内容とおおむね一致した。【表5】

(調査実態)

- 訪問調査の内容について、事務局に確認したところ、実際の店頭価格の確認、店頭価格がなぜ上がっているか及び本事業は効果があったか実感しているかの確認にとどまっていた。また、訪問する調査員については、事務局からの再委託先である人材派遣会社が採用した者とされ、特に調査事務への従事歴や専門知識等を踏まえて採用されているわけではなかった。
- 事務局へのヒアリングの際の回答と、SSへのヒアリングにより把握した内容との間にも齟齬が見られた。「訪問調査を受けた」と回答したSSに対してヒアリングを実施したところ、価格を聞き取り、看板の写真を撮影するだけの価格調査と変わらなかったという回答が大半を占めた。【表6】
- また、事務局によれば、訪問調査を行った先について、その後の価格がどのように推移しているか、特段のフォローを行っているわけではないとのことであった。

(訪問調査先のその後の状況)

- 事務局に対して、訪問調査を受けたSSのうちガソリン価格に1週間で10円以上の差が発生していたSS（令和4年3～4月で368SS）について、訪問調査を受けた後のSSのガソリン価格動向を確認したところ、全国ガソリン平均価格※は抑制されている中でも、個社別に見るとガソリン価格が高止まりしたままのSSが26確認され、補助金による狙いが十分に発現していないだけでなく、小売価格はSSが独自に決められるものであるものの、補助金がSSの経営改善に実質的に使われていると見られる事例もある。

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁が毎週実施）

【表4】電話による価格調査実施状況（頻度含む）

	回答数	(割合)
①受けたことがある	111	(70.7%)
調査を受ける頻度はどのくらいか※		
(1)週に1回程度	65	(58.6%)
(2)2週間に1回程度	23	(20.7%)
(3)月に1回程度	20	(18.0%)
(4)2～4か月に1回程度	3	(2.7%)
②受けたことはない	46	(29.3%)

※欄については、①の回答数（111先）が母数 n=157

【表5】訪問調査を受けたことがあるか

	回答数	(割合)
①受けたことがある	16	(10.2%)
②受けたことはない	141	(89.8%)

n=157

【表6】訪問調査で何を聞かれたか

	回答数
①油種ごとの価格の聞き取りや看板の写真撮影	12
②補助金が入って販売価格への影響や効果があったか	4
③回答なし	3

【表5】で①と回答した16先を対象（複数回答可）

総 括 調 査 票

調査事業名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

③調査結果及びその分析

3. 本補助金による価格抑制効果（試算）

- 資源エネルギー庁では、毎週のガソリン全国平均価格の予測価格（本補助金の支給がない場合の価格）と価格調査結果（実際の平均価格）を公表し、各週、補助金によってガソリン価格が予想価格よりどれだけ抑制されたか公表している。【図1】
- 補助金支給単価と抑制額の幅（予測価格と実際の平均価格との差額）を比較し、令和4年3～7月のガソリン販売実績量を基に、機械的に推計したところ、ガソリン分で、実際の抑制額が補助額を約110億円下回る結果となっている。【表7】
- 1. のSSへの調査では、補助金全額分を販売価格に転嫁できなかった理由として、約8割から近隣店舗の市況を見て判断したためなどの回答がなされており、ガソリン販売価格に補助金の全額が反映されていない可能性がある。

【図1】 ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果



【表7】 令和4年3～7月補助支給額と抑制額の関係（単位：百万円）

	補助金額（支給単価）	抑制額（抑制単価）	乖離額
2022/3/1～3/2	1,177 (5.0円)	1,271 (5.4円)	▲94
2022/3/3～3/9	4,119 (5.0円)	5,025 (6.1円)	▲906
2022/3/10～3/16	14,582 (17.7円)	11,945 (14.5円)	2,636
⋮	⋮	⋮	⋮
3月合計	58,739	53,949	4,790
4月合計	83,354	83,024	330
5月合計	124,928	120,698	4,230
6月合計	137,678	137,503	175
7月合計	153,013	151,492	1,522
3～7月合計	557,713	546,666	11,047

※1. ガソリン販売量については、3月販売実績量3,648百万L/月、4月販売実績量3,535百万L/月、5月販売実績量3,622百万L/月、6月販売実績量3,508百万L/月、7月販売実績量3,998百万L/月（3～7月全て元売事業者の概算払い請求における合計販売量）をそれぞれ日割りして使用。
 ※2. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計、乖離額は合致しないものがある。

④今後の改善点・検討の方向性

- 事務局によるSSに対する調査が抑止力としての効果を十分に発揮していないことが考えられることから、訪問調査の実施内容等について見直すとともに、本補助金の趣旨について改めてSSに対し周知徹底を行い、補助金全額の販売価格への転嫁を促すべきである。

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(38) データ入力業務の請負等に係る経費			調査対象 予算額	【参考】令和3年度（調査対象実績額）：6,133百万円の内数 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計 特別会計	項	—	調査主体	共同
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

各官署は、申請書、アンケート、報告書、各種データなどの紙書類や電子データを、あらかじめ定められた様式やシステム等に入力等するための業務（以下「データ入力業務」という。）について、外部業者と請負等の業務委託契約を締結し、事務を執行している。

今般、各官署におけるデータ入力業務の請負等に係る契約の有効性・効率性や、契約の適正な履行の確保に向けた取組等を把握するために、調査を行ったものである。

（参考）データ入力業務の種類例

定型様式への単純入力、入力様式の作成を含めたデータ入力、集計、分析、プログラム作成、その他

※調査対象外

- ・ 契約の中にデータ入力業務以外の業務が含まれ、データ入力業務が主たる業務ではないもの
- ・ 基データが音声のもの
- ・ 派遣契約のもの（対象は業務委託契約のみ）

②調査の視点

1. 契約の有効性・効率性について

- (1) 費用対効果等の把握状況等について
- (2) 入力誤り等の再発防止について
- (3) 基データの電子化について

2. 契約の適正な履行の確保（無断再委託の未然防止）

- (1) 契約書等への記載状況等
- (2) 再委託の実施状況等

3. 契約の競争性の確保

【調査対象年度】

令和3年度

【調査対象先数】

407先（本府省等44先、地方支分部局等363先（※））

（※）事務所等出先機関を含まない。

【調査契約件数】

189件（407先のうち83先で契約あり。また、1先当たり金額上位10件を回答上限とした。）

③調査結果及びその分析

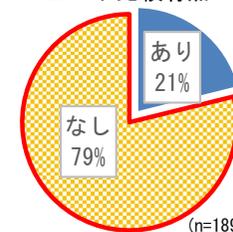
1. 契約の有効性・効率性について

(1) 費用対効果等の把握状況等について

①コスト比較有無（事前把握）

外部委託を行うべきかどうかの事前検討段階において、委託することによるコストと、職員が当該作業を行う場合の内製コスト相当額や事務負担量を比較検討していない契約が約8割であった。【図1】

【図1】（事前把握）
コスト比較有無



【実例】事前のコスト比較

【定量把握】

- ・ 職員（非常勤含む）が当該作業を行った場合の内製コストと、委託した場合のコスト（発注予定金額や参考見積額）を事前に比較し、委託した方が経済的であることを確認している。
[内製コスト計算例] 1時間当たり職員人件費（円）×作業時間（時間）×作業件数（件）×人数

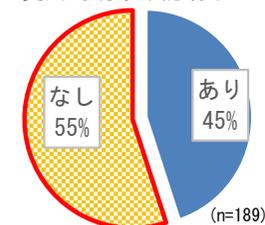
【定性把握】

- ・ 非常勤職員による内製での実施も考えられたが、多くの量を短時間で集中的かつ正確に入力を実施するなどの専門的スキルが必要となることに加え、内製の場合には、作業場の確保や入力機器の調達、システム構築、さらには監督職員も必要となることを総合的に勘案し、委託による実施とした。

②費用対効果確認有無（事後把握）

外部委託による成果物の受領後、無駄や非効率は無かったかや、外部委託によりどのような効果があったかなどの費用対効果の確認を行っていない契約が過半であった。【図2】

【図2】（事後把握）
費用対効果確認有無



【実例】事後の費用対効果確認

【定量把握】

- ・ 非常勤職員を雇用した場合と、請負業者に委託した場合とのコストを比較し、アンケート1枚当たり約10円のコスト差が生じていることから、委託することで「コスト差×枚数」分の節減効果が得られた。

【定性把握】

- ・ データ入力業務を委託することで職員のルーティン業務の作業量が減った結果、企画・立案等業務に従事することが可能となり、副次的な効果が得られた。
- ・ 調査票の作成から発送、受取、データ入力に加え、集計・分析、調査結果報告書作成までの作業をパッケージ化して発注することにより、業者の有する専門知識・ノウハウを活用することができた。

総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (38) データ入力業務の請負等に係る経費

③調査結果及びその分析

(2) 入力誤り等の再発防止について

データ入力業務の特徴として、多くの入力量を伴うものや、専門性が求められるものがあるため、一定割合の入力誤り等の発生があらかじめ想定されている場合があるが、入力誤り等が発生すると、データ入力業務の完了後に、請負業者あるいは発注元の職員による補正作業が発生するため、効率性の観点からは、可能な限りにおいて、入力誤り等の再発防止を図ることが望ましい。

今回の調査対象のうち、過去に同様の業務の請負等を行っていた「既存」の事案は8割を超えており、これら既存事案の中には、入力誤り等により補正が発生しているものが約3割見られた。【図3】【図4】

補正が発生した要因については、業者側の誤りによるもののほか、発注者側の指示が不十分なことなど国側に起因する場合もあった。また、これらの要因を踏まえた再発防止策の実施など、成果物の精度を上げるための対策が取られていないものが約3割見られた。【図5】

【実例】成果物精度向上策

- 検収作業で把握した誤りについて、原因究明と再発防止策の検討を業者側に指示し、報告を受けた再発防止策の実効性を確認の上で指導するほか、定例会議等においても改善状況を確認した。
(再発防止策の具体例) …納入前チェック体制の整備、ミス事例の共有、入力マニュアルの改訂等
- 精度確保のため、担当者を代えて照査する作業(ベリファイ)を業者側に義務付け、さらに読み合わせも課している。
- 仕様書において、作業中に生じた問題への提案書の提出を規定し、現状の問題点を抽出することで精度向上につなげている。
- 本作業の前に、サンプルとして100件程度の入力を依頼し、入力の際に生じた不明点をリスト化した上で、不明点への回答を作成している。さらに、作業中の疑問点についても随時対応する体制を確保しており、これらの対応を通じて、入力担当者によるばらつきを回避できている。

(3) 基データの電子化について

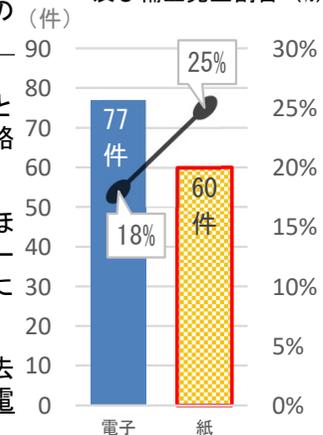
データ入力の基データは、主に紙と電子に区分されるが、今回の調査対象においては基データが紙のものよりも電子のものが多く、電子化が一定程度進んでいる状況となっていた。

併せて、紙と電子の別による補正の発生割合について確認したところ、入力ミスの発生元になりやすい紙資料のデータ化工程を省略できる電子の方が補正の発生割合が少なかった。【図6】

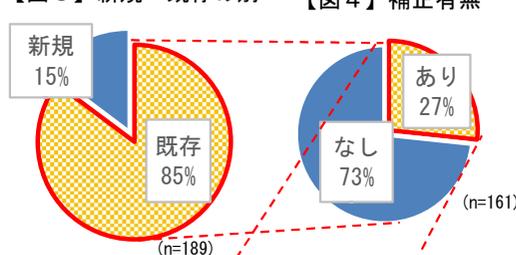
電子化することのメリットとしては、補正の発生割合の抑制のほかにも、紙の印刷・配布・回収・保管等のコストや、紙資料のデータ化・集計作業等のコストの節減につながるなど、効率性の向上に資することが挙げられる。

そうした中、今回の調査対象を確認したところ、基データが過去の紙資料である等の特性上、電子化が困難なものも見られたが、電子化に移行する余地がある事案も見られた。【表1】

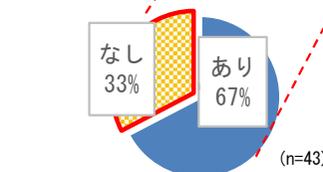
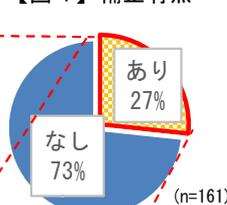
【図6】基データ態様別件数及び補正発生割合(%)



【図3】新規・既存の別



【図4】補正有無



【図5】成果物精度向上策実施有無

【表1】電子化への移行余地がある事案例 (調査結果から分析)

一部の官署では、職員の健康管理に関するアンケートの実施に当たり、紙形式での実施に限定しているため、電子形式での実施と比較すると、回収した紙アンケートをデータ化する作業分のコストが発生している。

府省等内の異なる地方支分部局において、同一業務であるにもかかわらず、基データの取扱いが紙と電子に分かれており、契約内容を比較すると、電子の方が単価が安価となっている。

【実例】業務情報のデータ入力
紙 : A官署@約110円
電子 : B官署@約30円

④今後の改善点・検討の方向性

1. 契約の有効性・効率性について

(1) 費用対効果等の把握状況等について

事前・事後において費用対効果等の把握を行い、節減効果が把握できている事例もあることから、支出を伴う以上、事前や事後において費用対効果等を把握の上、対外的に説明できるように努めるべきである。

(2) 入力誤り等の再発防止について

成果物精度向上策を講じることにより精度確保・改善が図られている事例もあることから、補正作業を軽減するため、必要に応じて、入力誤り等の再発防止に向けた善後措置を講じるべきである。

(3) 基データの電子化について

経費削減や業務効率化等の観点から、基データを電子化できるかどうかを確認し、電子化が可能なものについては電子化すべきである。

総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (38) データ入力業務の請負等に係る経費

③調査結果及びその分析

2. 契約の適正な履行の確保 (無断再委託の未然防止)

再委託については、メリット・デメリットの両面を考慮しつつ、その上で、無断再委託等の不適切な再委託がなされることのないよう、発注者側の責として、契約の適正な履行の確保に努める必要がある。

再委託のメリット

- ・大規模なものや専門性の高いものであっても、受託者側が対応しやすい。
- ・受託者単体で業務を引き受けるよりも、コストを安く抑えられる可能性がある。

同デメリット

- ・情報漏洩のリスクが高まる。
- ・業務管理上のコントロールが難しくなる。

無断再委託防止策導入実例

- ・業務監査や、受託者オフィスへの立入検査を実施。
- ・週に2～3回程度の業務進捗状況の確認時、併せて再委託の有無を確認。
- ・書類の一時返却を定期的に求める仕様とし、無断再委託ができていくフローとした。

(1) 契約書等への記載状況等

再委託については、業務上そもそも認めない取扱いとしている割合がおおよそ半数であったが、そのうち、契約書又は仕様書に再委託の禁止条項等を明記していないものが見られた。【図7】【図8】

また、明記をしていない上に、無断再委託が行われていないかや、今後の再委託の予定はないかといった自発的な期中の確認をしていないものが見られた。【図9】

(2) 再委託の実施状況等

今回の調査対象の多くでは再委託がなされていないものの、ごく一部で無断再委託が発覚し事後に承認したものが見られた。【図10】

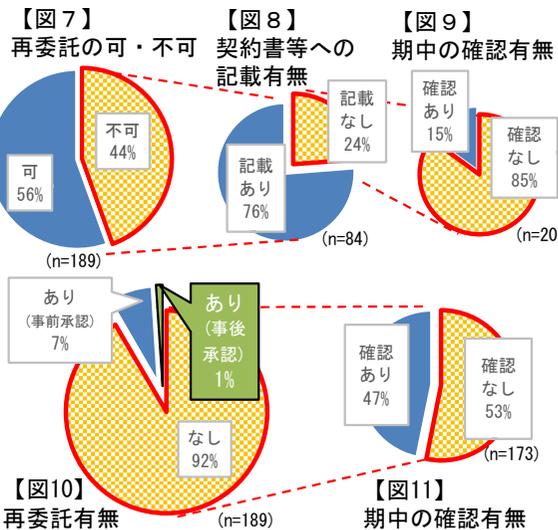
また、再委託については契約書等で契約相手方から申告がなされる取扱いとしている場合が多いことなどから、再委託が行われていないと回答があったうち、おおよそ半数の契約においては、無断再委託が行われていないかや、今後の再委託の予定はないかといった自発的な期中の確認はなされていない。【図11】

【参考】公共調達適正化について (H18.8財務大臣通知)

2. 再委託の適正化を図るための措置

- ・一括再委託の禁止
- ・再委託の承認
- ・履行体制の把握 等

※関連部分抜粋



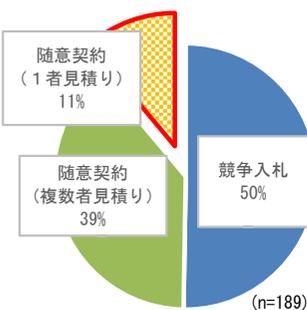
3. 契約の競争性の確保

契約方式を確認したところ、1者見積りの随意契約を採用している事例が約1割見られた。【図12】

また、その中には、3年連続で同一相手方との契約を行っている事案も確認された。状況を確認したところ、競争入札や複数者見積りを行うことができない状況と一般的には考えにくく、競争性確保の余地がある事案が一部見られた。【表2】

○ 予算決算及び会計令 第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

【図12】契約方式



【表2】競争性確保の余地がある事案 (調査票の回答から抜粋)

(例1) 作業日数及び作業時間が少ない等の理由から応募が少ないと考えられる。

(例2) 複数者から見積りを取った年度でも同事業者が最低価格であったため、1者見積りと複数者見積りの結果は同じと考えられる。

※どちらの事案も、発注者の推測であり、自ら競争性確保の余地をあらかじめ排除してしまっている。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 契約の適正な履行の確保 (無断再委託の未然防止)

昨今、無断再委託の事例が見受けられているため、適正な情報管理の観点等から、官署の取組事例を参考に、無断再委託を未然防止するための自発的な取組を行うことが望まれる。

具体的には、再委託をそもそも認めないこととしている場合には、契約書等へその旨の記載を行うなど、再委託を認めていないことを契約相手方に対して明示的に伝達すべきである。

また、無断再委託が発覚し事後に承認しているものも見られていることから、再委託の予定等について、自発的な期中の確認に努めるべきである。

3. 契約の競争性の確保

1者見積りの随意契約としている場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の確保に努めるべきである。